

鹿児島国際大学三教授を 支援する全国連絡会



目次

1 . 全国連絡会の目的と組織、当面の活動	2 頁
2 . 全国連絡会第 1 回会合「声明文 & 要請文」	3 頁
3 . 鹿児島国際大学不当解雇事件と三教授を支援する全国連絡会	
事件の発生	4 - 5 頁
全国連絡会の結成と支援の拡大	5 - 8 頁
本訴に向けた全国連絡会の組織体制強化	8 - 9 頁
4 . 鹿児島地裁仮処分決定に対する事務局見解	10 頁
5 . 仮処分決定を受けて、支援者の声！！	11 - 14 頁
6 . 仮処分決定を受けた三教授のメッセージ	15 頁
7 . 学問の自由と大学自治の尊重を（柴垣和夫氏）	16 - 17 頁
8 . 「第一回口頭弁論」傍聴記	18 頁
9 . 全国連絡会「会員制」および「会則」の採用	19 頁

全国連絡会パンフレット（増補改訂版）

処分は不当。わたしたちは三教授を支援します。

鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会

全国連絡会発足の目的と組織、当面の活動

2002年8月3日 全国連絡会・事務局

全国連絡会・呼びかけ人、賛同者、支援者の皆様には、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2002年4月4日に鹿児島にて発足しました「鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会」は、わずか4ヶ月足らずで500名以上もの「呼びかけ人」の方々に結集して頂くことが出来ました。前回のご案内(6月1日付)以降に「呼びかけ人」になられた方も多数おられますので、再度、当会発足の経緯や目的、組織、当面の活動についてご案内申し上げます。

A. 全国連絡会の発足の経緯

2002年3月29日、鹿児島国際大学の田尻 利教授、馬頭忠治教授、八尾信光教授は、津曲学園理事長および鹿児島国際大学学長名で、不当な「懲戒退職処分」を受けました(詳しくは名簿末尾のホームページをご参照ください)。これに対し、三教授は、4月4日に鹿児島地方裁判所に地位保全の申請を行いました。

全国連絡会は、4月4日に大学関係者を中心に発足し、4月7日に第一回会合を京大会館(京都市左京区)にて開催し、11日には津曲学園理事長・鹿児島国際大学学長、そして学園全理事宛に全国連絡会の声明文と要請文を送付いたしました。また、27日には南日本新聞(40万部発行、県民の8割が読者)に意見広告を掲載しました(その後の詳しい経緯は6ページの支援運動の動きをご参照ください)。今後は、さらに呼びかけ人を募り、賛同署名を集め、速やかな処分撤回を求めていくことにしております。

B. 全国連絡会の目的

今回の処分は、法人経営側が教学内容に土足で踏み込むという大学の長い歴史の中でも驚くべき内容であり、また「就業規則」に基づかない懲戒権および解雇権の濫用と言えるものです。こうしたことが認められるならば大学教職員は不安の中で仕事をしなければなりません。全国連絡会の目的は、鹿児島国際大学当局に速やかな処分撤回と三教授に対する名誉毀損の謝罪を求め、三教授に対する支援を物心両面で支えていくことにあります。

C. 全国連絡会の組織

全国連絡会は、上記の目標を達成するために活動をする、呼びかけ人によって組織された全国の連絡組織です。呼びかけ人は、上記の目標を達成するために活動する個人です。呼びかけ人は、意見広告などの広報活動で、氏名、所属、肩書を公表していただきます。賛同者は、氏名等を公表せず全国連絡会の目的に賛同して下さる方々です。

全国連絡会は、全国会合(これまでに4月7日と7月27日の2回開催)、運営委員会(適宜開催される意思決定機関、7月27日に設置、当面は9名で運営)、事務局で構成されています。運営委員は、代表に篠原三郎(元日本福祉大)、仲田正機(立命大)、平野喜一郎(元三重大)、小松善雄(立教大)、谷和明(東京外大)、松野周治(立命大)、藤岡惇(立命大)、森岡孝二(関西大)、夏目啓二(龍谷大)です。事務局は龍谷大学・細川研究室にしています。事務局員は、三教授の学会、研究会の同僚である大学教員8名から構成されています。事務局は、呼びかけ人と賛同者の活動をサポートし、呼びかけ人と賛同者の活動に必要な情報を提供します。全国連絡会のホームページは、三教授と呼びかけ人の活動の情報を交換し、共有する場、ひろく市民に今回の「懲戒処分」の不当性と支援を訴える場とします。

D. 全国連絡会の当面の活動

全国連絡会は、全国各地の大学または学会や研究会などの研究教育組織や教職員組合を中心に、(1)三教授に対する支援と鹿国大当局に対する抗議を要請すること、(2)全国連絡会の声明と要請文に対する賛同署名をしていただくこと、(3)多くの方に全国連絡会の呼びかけ人になっていただくこと、(4)支援カンパを要請すること、また、市民組織や労働団体などを中心に、(5)広く市民に賛同署名と支援カンパなど協力を訴えてゆくこと、を当面の活動にしています。

(以上)

鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会 第1回会合

(2002年4月7日、京都市左京区・京大会館にて)

声明文

2002年3月29日付で、学校法人津曲学園理事長・津曲貞春、鹿児島国際大学学長・菱山泉の連名で、経済学部教授・田尻利氏、同・馬頭忠治氏、同・八尾信光氏に対して「懲戒退職処分」が決定され通知された。しかし、これは、教授会の審議を経たものではない。また、同日付で全教職員に対する告知文書も出され、同時に、三教授に対して「今後、許可なくして鹿児島国際大学構内・津曲学園施設内に立ち入ることを禁止する」との通知内容も出された。

1) この三教授に対する「懲戒退職処分」は、日本の大学の長い歴史においても前代未聞の驚くべき内容であり、暴挙と言ふべきものである。「懲戒退職処分」の理由は、1999年6月に始まった公募採用人事に関する審査内容にふみこみ、さらに教授会での採用決定に至る議事運営のあり様にも言及している。このこと自体、異常である。

実際に、この採用人事で理事長・学長は、根拠を示すことなく「虚偽記載」と一方的に決めつけ、正式な手続きを経た教授会決定をふみにじり、教授会の採用決定者に対して採用不可の文書を送付するに至った。全く常軌を逸した行為である。このことは教授会自治を無視し、理事長・学長に権限を集中させ、法人経営側が一方的に教学内容に介入するという教学権の重大な侵害を意味する。

理事長・学長が、2年以上前の人事問題を理由に、新年度直前の3月29日に「懲戒退職処分」を行ったことは、大学自治の侵害であり、学生の教育を受ける権利を奪うものでもある。全く容認できるものではない。また、この処分と同時に三教授の学園施設内への立ち入りを禁止したことは、三教授の異議申し立ての権利およびその実行を阻害する措置であり全く許しがたい。明らかに三教授に対する人権侵害である。

2) この処分の全教職員向け告知文書は、「業績評価書」についての「虚偽記載」をはじめとして、「恣意的データ」、「根拠薄弱な経営予測文書配布」、「無責任な行動」、「議事進行を妨げた」などと教育・研究に従事する大学教員の名誉を著しく傷つける文面内容である。このことが明白な根拠を示すことなく記述されていること、こうした内容の文書を一方的に大学教職員全員に公表したこと、同様な内容を記者会見で公表したことは、三教授に対する重大な名誉毀損行為である。

3) 「懲戒退職処分」の基準について、当局は4月2日の記者会見で「就業規則に抵触するというのではない」と自ら言明している。当局はこの処分が、いかなる法的根拠によって行われたかを明示できずにいる。また、同じ記者会見の席で、処分を受けた教授の不正の意図(虚偽記載の意図)については「分からない」と述べている。法的根拠によらず、虚偽記載の意図も「分からない」としながら「懲戒退職処分」を行ったことは、許しがたい懲戒権の濫用である。

教員の身分を保障した教育基本法および重要事項を審議する教授会権限を認めた学校教育法、さらには1997年に採択されたユネスコ「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」では教員の「懲戒および解雇」等の「雇用条件」について身分保障の厳格な定めがある。しかし、今回の内容は、そのいずれの項目も無視したものである。今回の「懲戒退職処分」は何らの法的根拠にも基づかないものであり、また国際的基準を無視したものである。今回の処分は明らかに理事長、学長、全理事の専断的な大学支配と言わざるをえない。

4) 八尾教授(元経済学部長)の懲戒退職処分の理由において、専断的な支配は一層端的に表れている。「経営問題への介入」、「学長の指示に従わず議事進行を妨げた」、「新学部を設置を否決している経済学部教授会の越権的審議を主導した」、「反省する態度が全く見られない」など自らの意に沿わない者は「厳重処分に値する」と述べている。大学内における自由な言論を封殺し、反対意見を述べた者を排除する(解雇する)など驚くべき時代錯誤の懲戒権の濫用である。

5) 鹿児島国際大学における今回の「懲戒退職処分」は大学の自治、基本的人権の重大な侵害である。このことは21世紀の新たな大学づくりに努力している全国の大学および教職員・学生への挑戦である。我々は、津曲学園理事長、鹿児島国際大学学長をはじめとした全理事に、三教授への「懲戒退職処分」をすみやかに撤回することをここに強く求めるものである。

要請文

理事長、学長はじめ全理事に以下を要請する。

学校法人津曲学園理事長 津曲貞春殿

鹿児島国際大学学長 菱山 泉殿

学校法人津曲学園理事 伊東光晴殿

同 野村陸仁殿

同 永田治雄殿

同 上田 格殿

同 三木 靖殿

同 田中弘明殿

同 橋元忠也殿

同 角園征治殿

(要請事項)

1. 田尻利教授、馬頭忠治教授、八尾信光教授に対する「懲戒退職処分」をすみやかに撤回し、原状回復を行うこと。
2. 上記三教授の名誉を著しく傷つけたことに対して謝罪すること。

以上

鹿児島国際大学不当解雇事件と 三教授を支援する全国連絡会

2002年の春、本州最南端の鹿児島で大学関係者を驚愕させる事件が発生しました。鹿児島国際大学の理事会が、それまで大学の発展に貢献してきた教授三人を、教授会での審議もせずに突然解雇したのです。理事会は、二年以上前の採用人事に「不正があった」と一方的に決めつけ、新学期開始直前に三人の教授を解雇しました。このような不当解雇は、「大学自治」や「学問の自由」を侵害するだけでなく、「学生の教育を受ける権利」をも奪うものであり、絶対に許せるものではありません。

全国連絡会は、三教授の不当解雇処分を撤回させることを通じて、「大学自治」と「学問の自由」を守るため、2002年の4月4日に鹿児島で発足しました。ここでは、事件の発生から現在までの支援活動の動向を全国連絡会の活動を中心に時系列的にまとめてみました。

事件の発生

津曲学園理事会による不当解雇処分までの経緯

鹿児島国際大学学長の菱山泉、および津曲学園理事会は、2002年3月29日、鹿児島国際大学の三人の教授に対して「懲戒退職処分」を通達し、その二日後の、3月31日付で解雇しました。しかも、この解雇処分は、教授会での審議も経ておらず、理事会が一方的に行ったものなのです。ここでは、理事会が一方的な判断で不当解雇処分を決定するまでの流れをまとめてみました。

日付	経緯
1999年7月	鹿児島経済大学(現鹿児島国際大学)経済学部、「人事管理論および労使関係論」担当教員(教授または助教授)を公募。
1999年10月	全国から10名の応募があり、経済学部教授会の下に教員選考委員会が設置された。委員会は、教授会で決定された専門委員2名と、各学科等から選出された一般委員3名の計5名で構成された。
1999年11月2日	第1回委員会において、一般委員から委員長(田尻利氏)が選出され、その後の協議で専門委員の一方が主査、他方が副査(馬頭忠治氏)とされた。
1999年12月	第3回委員会までに候補者を3名に絞り、その中で業績と経歴が突出していた1名を全委員一致で候補第1位と決定し面接することにした。ただし、この過程で主査より当該候補者の「人事管理論」担当について疑問が示されたので、この点についても面接で確認することが合意された。また、当該候補者は教授であったため、教授会の「申し合わせ」により経営学科から選出された助教授の一般委員は同じ経営学科の教授と交替することになった。
2000年1月8日	第4回委員会で、当該候補者と面接したのちに、特に意見がなかったことから投票に移った。投票の結果は「賛」4名、「否」1名であった。この投票により、委員会は採用「可」という結論を得た。しかし、「否」を投じたのが主査であったので、業績評価報告のため主査と副査が他の論文をさらに読むことにした。
2000年1月~2月	第5回~第8回委員会を開催。第6回委員会において主査はそれまでの見解を変え、当該候補者は「労使関係論」についても「科目不適合」として新たに主張しはじめた。しかし、委員会はすでに投票により採用「可」としており、この決定を踏まえた業績評価報告書の作成を主査が拒否したため、委員会はやむなく副査が業績評価報告をまとめて教授会に報告し、主査は口頭で反対意見を述べることで合意した。
2000年2月22日	経済学部教授会において教員選考委員会の提案を審議。そのなかで副査が

	業績評価報告をすることなどについて疑義が出された。また主査も独自の業績評価資料を配付して反対意見を述べたため、これらをめぐってかなり長時間の議論が行われた。その後、参会者の提案で投票に移ったが、その段階で主査など計7名が投票をボイコットして退席した。規定上なお教授会は成立していたため、投票が行われ、賛成17、反対7、白票7、無効1の結果となった。教授会の「申し合わせ」により、教員選考に関わる投票では白票は無効票とされるため、有効票は24であり、うち賛成票が17であったので、委員会提案は可決され採用候補者が決定した。(その後、退席した7名は理事長と学長に対して委員会報告を不当とする「上申書」を提出した。)
2000年2月24日	学部長(八尾信光氏)が教授会の審議結果を学長に報告。学長は、審議経過を聞くこともなしに、選考結果に否定的見解を示し、3月8日には改めて採用不可という方針を示した。
2000年3月13日	学長は、関係者の事情聴取を行うこともなしに教授会の結論を否定し、教授会が決定した候補者に理事長と連名で不採用通知を送付した。
2000年3月24日	経済学部臨時教授会開催。学部長が「採用人事をめぐる学長所見」を報告し、理事長の下に本件に関する「調査委員会」を設けたいとする学長の意向が紹介された。
2000年8月4日 および11月25日	「調査委員会」による経済学部長と委員会関係者への事情聴取が行われた。(なお、後に学園が裁判所に提出した「答弁書」によれば、これに先立つ7月14日には、「上申書」を提出した7名からの事情聴取が行われている。この「調査委員会」は、学長を委員長とし、学園理事長、大学事務局長のほか、学長の京都大学経済学部在職時代の後輩同僚2名が外部委員として加わって計5名で構成されていた。その報告書は、翌2001年夏に学長自身によって作成され、10月1日の理事会に報告された。それにもとづき、理事長、学長、伊東理事、両事務局長の計5名による「懲罰委員会」が設置されたとされているが、この懲罰委員会には投票をボイコットして「上申書」を提出した教員の一人がオブザーバーとして出席している)。
2001年10月～11月	「懲戒理由書」が4名の教員の自宅あてに送付された。
2001年11月	懲罰委員による4名からの弁明聴聞が行われた。
2001年12月	大学評議会のもとに学長を議長とする「採用人事調査委員会」を設置。
2001年11月～12月	鹿児島国際大学教職員組合(以下組合)は弁明聴聞への立ち会い、懲戒理由書の公開を求めて要求書を提出。理事会側はこれを拒否。
2001年12月20日	組合臨時総会。懲戒理由書の撤回を求める決議を採択。
2002年1月～3月	組合は臨時総会の結果を受け、理事会に対し2度にわたり団体交渉を申し入れる。理事会、2度とも「個人のことであり」と拒否。
2002年3月29日	理事会、懲戒処分決定(3名は「懲戒退職」、1名は「減給6ヶ月」)。理事長は、4名に対し内容証明で「処分通告書」を送付し、その他全教職員に対しては学長と連名で「告知」書を送付した。

全国連絡会の結成と支援の拡大 不当解雇処分から仮処分申請全面勝訴まで

菱山泉学長と津曲学園理事会による不当な懲戒解雇処分が強行されたあと、2002年4月4日に、三教授を支援する全国連絡会が鹿児島にて結成されました。全国連絡会結成以降、不当解雇に反対する支援運動は着実に拡大しています。ここでは、理事会による「処分通知書」送付から三教授による裁判所への仮処分申請、そして、裁判所の決定(三教授全面勝訴)までの流れを、全国連絡会をはじめとする支援運動の動きを中心にしてまとめてみました。

日付	活動主体	支援運動の内容
2002年 3/29	津曲学園理事会	津曲学園理事会は、2年前の教員採用審査が不当であったなどとして、3月31日付で経済学部教授3人を懲戒免職処分にし、学園施設内へ

		の立ち入りを禁止する「処分通告書」を三教授に送付し、全教職員に「告知」書を送付した。
4 / 1	三教授	三教授らは解雇は全く不当であるとして、鹿児島労働局に指導を求めた。
4 / 2	津曲学園理事会	午前 / 津曲学園当局が鹿国大学で記者会見 / 「懲戒処分は適正だった」と主張し、三教授側が仮処分申請などの手段を取れば、「法的に争う」との姿勢を示した。
4 / 2	三教授	午後 / 三教授が鹿児島県庁で記者会見 / 大学側に反論し、採用候補者の決定は適切に行われ手続上の問題はないとして、処分の撤回と謝罪を求めた。
4 / 4	鹿国大教職員組合	「不当な懲戒解雇の即時撤回を要求する」 UNION News Letter 発行
4 / 4	三教授	「不正の事実はなく、大学自治に反した処分は憲法違反」などとして、津曲学園に地位保全と学内立ち入り妨害禁止などを求める仮処分を鹿児島地裁に申請した。
4 / 4	全国連絡会	「鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会」(鹿児島にて発足)
4 / 6	鹿国大教職員組合	「三教授を支援する会」(鹿児島市)を鹿児島県内の大学関係者を中心に発足。支援アピールを採択した。約 100 人参加。
4 / 7	全国連絡会	「全国連絡会」第一回会合(京都市、京大会館)参加者 35 名。「懲戒退職」処分の撤回を求める声明文、要請文を採択し、呼びかけ人を募り、要請署名活動を取り組むことを決定した。
4/11	全国連絡会	声明文、要請文、第一次名簿(呼びかけ人 69 名)を、理事 9 名全員、学長の自宅宛に書留速達で発送(なお、菱山学長と伊東光晴理事には大学宛でも送付)した。
4 / 24	鹿国大教職員組合	UNION NEWS LETTER(鹿児島国際大学教職員組合 執行委員会) Vol.1-18 発行、「事実経過と解雇の不当性」発表
4 / 27	全国連絡会	南日本新聞への意見広告を掲載。4 / 24 カンパ額 110 万円をこえる。意見広告資金にもう一息。意見広告の呼びかけ人は 286 名(うち呼びかけ人代表 28 名)に。
4/30	三教授	鹿児島地裁で第 1 回審尋(審訊)が行われる。
5 月初め	全国連絡会	全国連絡会から呼びかけ人へお知らせと提案 呼びかけ人に向け、全国連絡会の「発足の経緯」「目的」「組織」「当面の活動」の確認、ならび「今後の活動」計画の提案を行なう。
5 / 10	鹿国大教職員組合	UNION NEWS LETTER Vol.1-19 発行。組合員の意見交流を紹介
5 / 11	八尾教授をまもる 関西の会	「鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会に結集して八尾信光教授をまもる関西の会」開催 日時:2002年5月11日(土)15:00~18:00 場所:大阪社会福祉指導センター (Tel 06-6762-9471)
5 / 14	鹿国大教職員組合	UNION NEWS LETTER Vol.1-20 発行。組合がこの事件についてのフォーラム開催(17 日)
5 / 21	鹿国大教職員組合	UNION NEWS LETTER Vol.1-21 発行。6 月 8 日「鹿児島国際大学教職員の身分をまもる会」結成集会に総結集を呼びかける / 第一回フォーラム報告 30 名弱集まる / 「解雇事件」異論反論オブジェクション!
5 / 23	全国連絡会	鹿児島国際大学学長菱山泉と代理人弁護士金井塚修の連名による、一方的な「申入書」(5/21 付)が呼びかけ人らに送付されたことに対して、全国連絡会の方針として「受け取り拒否」を確認し、統一的な対処を呼びかけた(呼びかけ人にハガキを郵送)。
5 / 25	社会文化学会東部 部会	「馬頭さんを困んで 鹿児島国際大学三教授不当解雇処分の真相と現状を聞く」2002 年 5 月 25 日 12:30~14:15(会場:社会福祉法人かがやき会) 就労センター「街」3F 会議室 東京都新宿区中落合 1-6-21 /
5 / 29	鹿国大教職員組合	UNION NEWS LETTER Vol.1-21 発行。5/29 第二回フォーラム / 大いに問題あり! 学園新聞「みなみ風」特集号 / 「解雇事件」異論反論オブジェクション!

6 / 1	全国連絡会	「鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会」のパンフレット完成
6 / 7	三教授	鹿児島地裁 第2回審尋。
6 / 8	鹿児島国際大学教職員の身分を守る会	(南日本新聞報道から) 結成総会 (6月8日 / 場所:鹿児島大学・教育学部) 幹事団体:鹿大、鹿児島県立短大、鹿児島国際大学、鹿児島高校の四教職員組合 事務局:鹿大教職員組合 / 事務局長:平井一臣鹿大教授 代表:宮内信文元鹿大教授、種村完司鹿大教授、網谷善行県立短大教授、西岡久頼元鹿児島経済大学教授 主な活動:抗議行動、学習会、ニュース発行など。
6 / 13	全国連絡会	「全国連絡会」(事務局):鹿国大への要請行動を延期(仮処分を獲得するための世論づくりも考え、要請の効果的な時期を考慮していく) 鹿児島大学で、鹿国大教組合、鹿児島国際大学教職員の身分を守る会、九州私大教連の各団体と意見交換。テーマは、(1)情勢の分析と意思統一、(2)今後の各組織の運動の取り組み方。意見交換の後、各団体の独自の課題を認め合いつつ、「4者が、運動の取り組み方についての恒常的な意見交換、調整を行って運動の統一性を持たせていくこと」を確認した。
6 / 14	鹿児島市民の支援	鹿児島市民の支援活動の成果が馬頭氏に届けられる。 署名活動の到達点(6/12現在):1448名(高校教員169名) 「安心してこんな大学に子どもを送れない」との声も 支援運動をすすめる鹿児島市民の会を結成しようとの声があり、運動の組織化の動きがみられる。
6 / 16	全国連絡会	菱山学長名の「申入書」に抗議する「公開質問書」案を呼びかけ人・賛同者に公開提案した。
7 / 6	全国連絡会	全国連絡会事務局会議開催 5月22日、鹿児島国際大学学長・菱山泉および代理人弁護士・金井塚修の両名による「申入書」なるものが、鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会の呼びかけ人および代表宛に送付されてきた。全国連絡会・事務局は、非礼極まりないこのような文書を当会の呼びかけ人に送付したことに対して、抗議し声明文を発表する。 菱山泉学長「事実を歪曲した『三教授を支援する全国連絡会』の意見に断固反論する」(南日本新聞6月26日掲載意見広告)に反論する事務局見解を発表
7 / 17	鹿児島市民の会 向原祥隆氏	南日本新聞(7/17付)に「鹿児島発の恥と恐怖」を掲載
7 / 27	全国連絡会	三教授を支援する全国連絡会第2回会合 場所 京都市・京大会館 時間 13:30-17:00 (左京区吉田河原町15-9、TEL075-751-8311) 終了後 三教授を囲む夕食会を行う。
8 / 2	三教授	鹿児島地裁 第3回審尋
8 / 3	全国連絡会事務局	事務局会議開催 議題;0)第2回会合の総括、1)活動準備について(リーフレット印刷、ホームページ作成など)、2)弁護活動の支援体制について、3)運営委員との連絡および全体の運営体制について、4)鹿児島現地との連携問題について、5)三教授の具体的支援について、6)署名活動、広報活動について、7)その他
8 / 3	全国連絡会事務局	呼びかけ人に第2回会合報告を送付
8 / 30	三教授	鹿児島地裁 第4回審尋 「30日の審査尋問は5分で終わりました。裁判官が研究室の利用状況について聴きました。僕は、事務職員立会いの下に週1回程度入室していると答えました。研究室のことを聴いてくれたのは、地位保全の可能性が大きいことを示唆するもののように思われます。」(八尾教授)

9/5	菱山学長 / 弁護士 金井塚康弘	菱山学長・代理人弁護士金井塚康弘が「名誉毀損」を警告する「申入書」を全国連絡会会員ならび市民グループの三氏に発送
9/10	全国連絡会	「名誉毀損」の警告を受けた三氏に対する支援を決定
9/21 -23	第14回総合学術 研究集会	第14回総合学術研究集会(北海道大学農学部) 第9分科会「科学者・研究者の権利問題」において「鹿児島国際大学三教授懲戒解雇事件」についての報告が行われる。
9/30	鹿児島地裁	地位保全等仮処分の申し立てに対する鹿児島地裁の決定。 三教授に懲戒解雇すべき「事実は認められない」から「解雇は無効である」と判定して、 三教授の申し立てを全面的に認める！(三教授全面勝訴)

本訴に向けた全国連絡会の組織体制強化 仮処分申請全面勝訴から本訴第一回口頭弁論まで

地位保全を求めて三教授が鹿児島地裁に提出した仮処分申請は、訴えが全面的に認められ、三教授側の「全面勝訴」という形で幕を閉じました。しかし、菱山泉学長および学園当局は、処分を撤回するどころか、裁判所による判定を認めようとはせず、三教授に更なる攻撃を仕掛けてきました。全国連絡会では、7月27日に設置した「運営委員会」(組織体制の強化を目指し、長期の闘いを想定して設置した意思決定機関)を開催し、「本訴」に向けた取り組みについて話し合いました。11月19日、大学側のかたくな態度により、裁判はついに「本訴」へと突入しました。ここでは、仮処分申請全面勝訴から第一回口頭弁論までの流れをまとめてみました。

日付	活動主体	支援運動の内容
2002年 9/30	鹿児島地裁	地位保全等仮処分申し立てに対する鹿児島地裁の決定 三教授の申し立てを全面的に認める！(三教授全面勝訴)
9/30	三教授記者会見	三教授側「早急に職場復帰を」(17:45から;県弁護士会館にて) 八尾教授:「この半年間、将来への不安を抱えつらい思いをしてきた。支援してくれた団体に感謝したい。学園側は解雇を撤回して、元の仕事ができるようにしてほしい」 三教授を支援する全国連絡会 / 見解発表(南日本新聞) 「三人が早急に教育・研究に復帰できるよう大学側に処分撤回を求めていく」
9/30	津曲学園理事会	南日本新聞報道 / 学園側「本訴で正当性主張」 津曲学園のコメント 「今回の学園の(三教授に対する)処分は、教員採用人事に関する不正に対する問題提起であり、大学の自治と学問の自由を守るために行なったもの。大学にとって死活問題ととらえており、本訴で最後まできちんと学園の正当性を主張していきたい」
10/1	全国連絡会事務局	仮処分決定に対する事務局見解(10ページ参照)
10/1	鹿児島国際大学教職員の身分を守る会	「鹿児島国際大学教職員の身分を守る会」鹿児島県庁で記者会見(南日本新聞報道より) 教職員組合の長沼庄司委員長は、給与支払いや研究室利用の妨害禁止も認めた今回の決定について「全面勝利といっていい」と評価。本訴に入って裁判が長期化した場合に備えて支援態勢は組んであるとしたうえで、「(学園側との)話し合いによる自主的な解決をめざしたい」と強調した。同組合は、2日に学内で三教授を交えた組合員集会を開く。その後、学園側に懲戒問題に関する団体交渉を申し入れる。一方、「守る会」の平井一臣事務局長は「学園側は処分を撤回して、三教授を元の勤務状態に戻すべき。全面的解決まで支援活動を続ける」と話した。
10/2	鹿国大菱山学長	午前中に、三教授に対し研究室以外の施設への立ち入りを禁ずる学長通達を告知。

10 / 2	鹿国大教職員組合	仮処分決定報告組合員集会 (12:20-12:40 7号館経済学部教授会議室) 「...研究室を除き、他の学内施設(会議室、教室等を含む)に貴殿が立ち入ることを禁止する」という学長通達が午前中に出されていたため、三教授は組合の判断により、やむを得ず廊下から集会に参加。 集会では、「解雇は無効」という裁判所の判断を踏まえて、理事会が直ちに懲戒解雇処分を撤回すること等を求めた決議案が採択された。
10 / 3	鹿児島国際大学教職員の身分を守る会	「守る会」仮処分決定緊急報告集会 (18:00~20:00 鹿大教育学部 103教室) 津曲学園に三教授に対する処分撤回を求めるアピールを採択した。
10 / 6	全国連絡会	鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会 第3回会合 2002年10月6日(日)13:30~ 於:立教大学12号館第2会議室 1.挨拶、2.全国連絡会代表責任者挨拶、3.事務局からの経過報告(仮処分決定の内容/仮処分決定後の支援運動の動き/理事会および学長の動き)、4.三教授からの報告、5.鹿児島国際大学教職員組合からの発言、6.意見交流(フロアからの発言)、7.処分撤回および本訴に向けてのとりくみの提起(事務局としての情勢認識/文部科学省、学術会議、日弁連への要請について/本訴に向けたとりくみ/呼びかけ人、募金、署名、市民への宣伝)、8.閉会挨拶
10 / 7	全国連絡会	全国連絡会による関係機関への要請行動(東京) 10月7日要請行動報告(要旨のみ) 行動時間:13:00~16:30 参加者(敬称略);田尻、八尾、篠原(全国連絡会代表)、小松(東京事務局)、重本(全国連絡会事務局)、他2名 文部科学省(文部科学大臣に「鹿児島国際大学三教授「懲戒退職処分」に関する文部科学省への要請書」を提出)/日本弁護士連合会(「大学の自治、学問の自由、言論・思想の自由に関する申し立て」を行う)/日本学術会議(鹿児島国際大学三教授の「懲戒退職処分」に関する報告および検討要請)
10 / 18	鹿国大教職員組合	鹿国大組合が10月2日に申し入れた団体交渉に理事会が応じなかったため、再度、団体交渉の申し入れを行う。
10 / 25	津曲学園理事長の代理人:弁護士金井塚修・金井塚康弘	三教授に新たな「処分通知書」を送付。 ・裁判所の判定を「噴飯もの」などと非難した上で、三教授が仮処分の申請や記者会見等によって本件処分の有効性を貶め、大学の名誉を傷つけたなどとして、裁判所が懲戒解雇を認めなくても普通解雇とする旨の通知をしてきた。
10 / 26	九州私大教連	第14定期大会にて「津曲学園理事会に鹿児島国際大学懲戒解雇事件の解決を求める決議」を採択
11 / 4	全国連絡会	全国連絡会 第1回運営委員会開催
11 / 8	三教授	理事会へ新たな「処分通知書」の撤回を要求
11 / 11	三教授	鹿国大当局に対し仮処分命令遵守の要求書を送付
11 / 19	三教授	三教授、鹿児島地裁に解雇無効・地位確認等を求め訴状を提出。 菱山学長と津曲学園当局が、処分を撤回をかたくなに拒んでいるため、裁判はついに「本訴」に突入した
12 / 7	全国連絡会事務局	事務局会議開催 ・本訴突入を受け、今後の全国連絡会の取り組みについて検討
12 / 7-8	九州私大教連	私大問題フォーラムで鹿国大組合が報告
12 / 7-8	日本科学者会議	九州シンポ(鹿児島大学)で本件の報告と支援要請を行う。
2003年 1 / 12	全国連絡会事務局	事務局会議開催 ・第一回口頭弁論に向けた全国連絡会の取り組みについて検討
1 / 19	鹿国大教職員組合	鹿児島市内で三教授の処分撤回を訴えビラ配布・街頭署名を行う。
1 / 20	三教授	鹿児島地裁 本訴第一回口頭弁論 原告を代表して田尻教授が処分の不当性と理不尽さを指摘した堂々の意見陳述をした。

鹿児島地裁・仮処分決定に対する事務局見解

呼びかけ人、賛同者、募金協力者各位

2002年10月1日

地位保全等の仮処分申請が全面的に認められました！！

鹿児島地裁は9月30日、三教授の仮処分申請に対して決定を下しました。決定書面は主文と理由を合わせて20ページにわたっています。取り急ぎ、主文の趣旨だけをご紹介します。

<主文の趣旨>

1. 債権者(三教授)らが、いずれも、債務者(津曲学園)に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることを仮に定める。
2. 債務者は、債権者に対し、各金***円をいずれも平成14年10月から平成15年9月までの毎月20日限り、それぞれ仮に支払え。
3. 債務者は、債権者らが研究室を利用することを妨害してはならない。
4. 債権者らのその余の申立てを却下する。
5. 申立費用は、債務者の負担とする。

<事務局見解>

決定主文および理由は、三教授の申立てを全面的に認めた。「懲戒解雇事由に該当する事実は認められないから……本件懲戒解雇は無効である」とし、三教授の地位保全を命令している。

賃金の仮払いについては、向う1年間にわたり全額の支払いを命じている。また、大学教授の研究室利用はその身分に直結した権利であると認め、研究室の利用を妨害してはならないとしたとは特に評価すべき内容である。

なお主文の4は、1年を超える賃金の仮払いを却下したものと解されるが、それは、「無効」な「懲戒解雇」をさらに1年以上も撤回せずにおくことは、常識的にはあり得ないという判断によるものであろう。

私たちは、この決定に従って、鹿児島国際大学当局がすみやかに処分を撤回することを求める。三教授の研究と教育における原状の回復を求める。大学での講義やゼミナールの再開と自由な研究の保障を求める。

もし処分が撤回されなければ、本訴に入らざるを得なくなり、長期にわたる争いを余儀なくされる。それは三教授のみならず、鹿児島国際大学および学生・保護者・卒業生にとっての大きな不幸である。

「鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会」事務局は、裁判所の決定を鹿児島国際大学当局が重く受け止め、すみやかに三教授の処分を撤回し原状の回復を行うこと強く求める。

2002年10月1日 全国連絡会事務局

仮処分決定を受けて、支援者の声！！

今回の「仮処分決定・全面勝訴」に対して、全国連絡会に寄せられたにさまざまな声をご紹介します。呼びかけ人の皆様も、是非「全国連絡会」に声をお寄せ下さい。

全国連絡会のホームページ（<http://www.jca.apc.org/~k-naka/>）より

竹田 昌次 氏（2002年10月4日）

鹿国大でおこった事件は3名の教授にとってはもちろんだが、学生や父母にとって、そして何よりも大学当局にとっても悲劇である。教育と研究の場である大学において、破廉恥行為による解雇は万人を納得させうるが、それ以外の理由による懲戒解雇は、教育・研究にとって必要不可欠な自由な雰囲気や圧力を殺す。それは大学にとっての自殺行為といえます。無形とはいえ、何ものにも代え難いレベルな雰囲気があるからこそ、大学は活性化し、社会からの様々な要請にも応えうる大学となれるのです。誰にも、過ちはあります。長引けば長引くほど大学にとってマイナスが大きくなるばかりです。鹿国大当局が一刻も早く自らの非を認め、解雇を取り下げることこそが、南九州を代表する私立大学としての大きな一歩となると思われます。

最後に、3名の先生方へ。たいへんでしょうが、つらいでしようが最後まで頑張って下さい。こちら最後まで支援しております。（中京大学商学部教授）

匿名（2002年10月8日）

仮処分決定を勝ち取られたことにお慶びいたします。引き続き、解雇処分撤回を勝ち取られることをお祈りし、応援を止みません。

私立大学の中には、組合もなく、学長や学部長の選挙さえ行われず理事長による任命が行われているところが多くあると思われます。そうしたところでは実質的に教授会に人事権がなく、理事会と結びつく学長に権限が集中する体制がとられる傾向があります。その中で、定員割れが発生し、合理化のための教員数の削減、定年年齢の引き下げ、給与額の引き下げ、能力給と人事評価の導入などが強行されている状況にあります。

学内ではこれに対して公然と意見を表明できず、異論を唱えれば様々な形で圧力を受けるという有様です。このような大学における自治と民主主義不在の状況の中で、3人の先生方の闘いは大きな共感を受けるものであり、この闘いが日本の私立大学における自治と民主主義の確立にとって、大きな意義を持つことを実感しています。

先生方の一刻も早い勝利の獲得を願っています。（私立大学助教授）

中西 一正 氏（2002年10月7日）

仮処分判決、ひとまずほっとしました。そしてとにかく理事会が判断を誤らないようにと願うばかりです。がしかし、気を引き締めて、これまで以上に支援の輪を広げていかなければならないと思います。なんととっても三人の先生方は、鹿児島国際大学と鹿児島市の街を愛していますから。（立命館 AP 大学教授）

磯部 智也 氏（2002年10月7日）

一審勝訴でホッとしていたら、「研究室以外の施設使用禁止」とのこと。まだまだ戦いは続きますね。応援します。但し、3人方は決してわれわれに頭を下げないでください。われわれは当然のことをしていることなので。仲間として先生方はわれわれの先頭に立ってください。

学生を教えられないってことは、われわれ大学教員は、言ってみれば『象牙の塔』に籠れということなのではないでしょうか？そのようなスタンスで菱山学長はおられるのですね。時代が大学に求める役割は確実に変わっています。それはよい方向性だと私は思っています。旧態依然の体制からの脱却、シュムペーターの言う『新結合』。これをこの闘いを通じて実現しましょう。（京都府立大学助教授）

おばさんと言われる一市民より（2002年10月3日）

鹿児島国際大学、三教授懲戒解雇と仮処分決定後に大学側が採った行動について

十月一日の朝刊の記事でご承知のように、裁判で三教授の「地位保全等仮処分命令申立」が全面的に認められました。仮処分の段階で大学側は本訴なみ論戦に持ち込み、引き延ばしをはかり、結局6ヶ月もかかってしまいました。この間当事者だけでなく、家族や子供達がどれほど傷つけられ、精神的、経済的な苦痛に耐えなければならなかったかと、それを知っている者だけに、仮処分の判決を本当に心から嬉しく思い、涙しました。

仮処分の判決は三教授に「雇用契約上の権利を有する地位」を認め、解雇無効を明記し、「研究室の使用を妨害してはならない」と特に強調して認めています。ところがこの文章を歪曲して学長は三教授に「研究室以外の施設利用は禁止」と通達したと聞きます。

つまり、判決で言われている研究室への立ち入りは認めるけれども、書かれていない教室や会議室や図書館、ひいてはトイレへの立ち入り禁止」というようなことだと理解します。組合集会に拍手で迎えられた三教授は、結局、廊下から会議室の中に入れなかったということです。

仮処分判決後の大学側が考えて採ったこのような行動は、私たちのような無学な、全く普通の主婦でも、「こんなことをやろう」と本気で提案し、実行に移すことができるようなものではありません。最高学府の最高の知識人と言われる人たちが考えたアイデアだとはとても信じられません。本当なのかと、まだ信じられません。

このような行動を採ろうと考え、こんな形で人権を侵害し続ける学長に、教育を語る資質があるのでしょうか？人間の教育を任せられるのでしょうか？視野の拡大や多様性を教える国際大学の長の資質があるのでしょうか？

また、これだけすべて大学側の主張を否定されているにもかかわらず、報道によるとそれでも本訴で闘うという大学は、正気とは思えません。負けを認められず、国民に多くの犠牲をだした戦時中の陸軍の失敗の本質とそっくりです。本訴に入ればその裁判費用は学生には全く無意味な大学の資金(学費)が費やされるだけでなく、今後も長く係争が続き、大学内外に対立の構造をつくり続け、学生や父母、教職員、卒業生を巻き込み、教育研究に支障を与えます。

本当に残念に思います_これが最高学府と言われる大学で、そして日本で起こっていることに・・・そしてそれを重大なことだと捉えない学生や、県民や、全国の大学関係者、また報道関係者の姿に・・・ヨーロッパだったら子供並みの思考力だとして、全員笑い者でしょう。社会を良くしようと考えない、行動しない知識人は、何のために知識をもっているのかと、私は疑問に思います。エリートに課せられた役割を放棄し、怠慢な生き方をしているとしか、私には思えません。この分かれ道にある時代に・・・

薦川 正義 氏（2002年10月6日）

地位保全の仮処分が全面的に認められたことを慶びましょう。

でも、鹿児島国際大学理事長、学長等の執行部は、自分達の恥ずかしい事態を理解する能力があるでしょうか。本訴などしなくて良いように、一刻も早く事態を復元してほしいです。高等教育機関＝大学としての役割を発揮することで、名誉を挽回してほしいです。（佐賀大学経済学部教授）

佐々木 秀太 氏（2002年10月6日）

今回の仮処分判決は、きわめて常識的であり、妥当な判決です。

そもそも教授会内部における発言や、意見対立に対して、理事者が介入すること自体大学の自治や学問の自由を根本的に否定する暴挙としかいいようがありません。

このような暴挙を侵した理事会側に「大学の自治や学問の自由」を語る資格はありません。

理事会側は、早急に三教授の処分を撤回し、完全な職場復帰を認めるとともに、教育と研究の完全な自由を保障すべきものと考えます。（大同工業大学教養部教授）

浅田 和史 氏 (2002年10月6日)

三教授の皆さん、並びに全国連絡会の皆さん、仮処分判決の全文を読ませていただきました。「本件懲戒解雇は無効である」との地位保全命令は、当然の妥当な判断だと思われま

す。それにもかかわらず、鹿児島国際大学の理事会が解雇処分の撤回を行わないと聞いて驚かざるを得ません。まして、研究室以外の大学施設の利用を認めない旨の通達を出すにいたっては、驚きを通り越して唖然とせざるを得ません。仮処分判決の趣旨をまったく理解していないというよりも、意図的に捻じ曲げているとしか思われません。とてもまともな大学人の判断とは思えません。全国に恥を晒すようなものです。

この解雇撤回の運動をより大きなものにして、世間の常識と良識がどういうものであるかを理事会の当局者の頭に叩き込むべきです。(立命館大学経済学部教授)

茶谷 淳一 氏 (2002年10月6日)

八尾先生、馬頭先生、田尻先生へ

はじめまして。先生方、ありがとう、といったら変でしょうか？

突然の解雇通告を受け、今日まで先生方は大いに傷つき苦しまれたことでしょう。しかし先生方が怒りに燃え勇気を持って立ち上がった結果、多くの人々が日本の私立大学の多くが共通に持つ、「良識の府」とは名ばかりな異常な状況に気づき関心を持つようになったこと、そして仮処分とはいえ、「研究室利用」を認めさせることにより、研究者の地位保全とは金銭的な面だけでなく、研究継続のために必要な条件を保障することが必要だということを司法に理解させたことなどは、先生方と同じように不当な弾圧によって苦しみ孤独な戦いを強いられている多くの私学大学人に、前進する勇気と希望を与えたことは間違いないと思うからです。

これからも辛い時が続くかもしれませんが、健康に留意して前進していただきたく存じます。(名古屋短期大学)

匿名 (2002年10月6日)

判決を拝見いたしました。学園の常軌を超えた行いについて正しく断じ、3人の教員の権利と生活について擁護をしているかと思えます。学園は、これからの時代を担う若人を育てるためにこそ存在しているのではないのでしょうか。若い人々に正しき生き方を示さなくては、学園の存在価値はないのではないのでしょうか。学園の理事長はじめ役職者は、そのことをよくよくお考えいただきたいと思えます。鹿児島からは遠く離れていますが、学園関係者の身の処し方について注意深く見守りたいと心しています。(国立大学教授)

梅原 英治 氏 (2002年10月5日)

鹿児島地裁の決定、本当に良かったです。

田尻先生、八尾先生、馬頭先生、心からおめでとうございます。

しかし、学園側は地裁決定を熟読吟味もせず、すぐさま「本訴で最後まで争う」といい、地裁が3人の先生方の研究室利用を認めたら、ただちに研究室以外の施設の利用を禁止する通達を出すとは……。まるで子供じみた対応で、つくづく情けなくなります。

もうこれ以上、私の愛する人たち、愛する大学を傷つけないで下さい。

西郷さんの「敬天愛人」こそ、鹿児島の精神。地裁決定はまさに「天の声」です。津曲理事長には、ぜひとも地裁決定を「敬」い、そして3「人」の先生方を「愛」して、処分を撤回し、原状を回復して下さいようお願い申し上げます。ギスギスした争いはもうたくさんです。争えば争うだけ、3人の先生方も、津曲家も、津曲学園も、鹿児島国大も傷つくだけです。長引けば長引くだけ、傷が深く、大きくなります。愛する人たち、愛する大学が傷つくのは耐えられません。いまこそ「敬天愛人」の精神を蘇らせ、かつてのおおらかで、寛容の精神あふれる大学に戻して下さい。それが私の心からのお願いです。(大阪経済大学経済学部教授)

足立 辰雄 氏 (2002年10月6日)

理事会はいつまでチキン・レースを演じるのか？

南九州の鹿児島国際大学から朗報が届いた。全国の大学関係者が注目していた3教授の不当解雇事件につき、9月30日、鹿児島地裁は「懲戒解雇事由に該当する事実は認められない」として3教授の申請をほぼ全面的に認め地位保全を仮処分し命令した。係争事件にまで発展したこの労使紛争の第一ラウンドで法人側は手痛い敗北を喫した。

それにも関わらず同日付けの学長命令により研究室以外の教室などの使用が禁止されたために3教授は立ったまま廊下から組合主催の勝利報告集会に参加せざるをえず大学教員として屈辱的な扱いを受けたと伝え聞いている。この姑息な嫌がらせと人権侵害に加えて法人は飽くまで本訴を視野に入れた長期戦に持ち込むつもりらしい。山のような文書や資料を提示したが裁判所から相手にされず逆に法人の誤りを指摘され研究室の自由利用や向こう1年間の給与の支払いを命じられた。それでも懲りずに理事会は第2ラウンドに持ち込んでゲームの決着を付けようということか。

鹿児島国際大学の学長を初めとする理事会はいったい誰と戦っているのか？もちろん自分たちの意に沿わない3教授だとイエス・マン(理事長の取り巻き)はほくそ笑んで言うだろう。はたしてそうか？「3教授を支援する全国連絡会」の会員拡大や活動の水準と範囲の拡がり、カンパや署名の増大状況から3教授に連帯するネットワークは着実に広がっている。この運動の裾野の広がり方は唯事ではない。大学関係者がこれほど全国的に連係した事件は近年なかったと思われる。この一事だけでも理事会の戦っている相手が3教授を筆頭とする鹿児島県民と全国の良識ある大学関係者であることは自明である。「裸の王様」ともいえる理事会はこの深刻な事実はまだ気付いていない。

1955年のアメリカ映画に「理由なき反抗」という作品がある。名優ジェームズ・ディーンやナタリー・ウッドが主演し若者の理不尽な行動をテーマにして一世を風靡した。レンタルビデオにもなりテレビ、映画館でのリバイバル上映もされているので御存知の方も多いであろう。この作品の中に不良グループのリーダーと宿敵である一人の青年(J.ディーン)がチキン・レースというゲームで決闘を行うシーンがある。海岸に面する断崖に向かって2台の車が全速力で走り崖から落ちる直前に運転席から脱出し相手よりも早く崖に近い所で飛び降りた者が勝ちという死を賭けたゲームである。チキン(chicken)という言葉は「臆病者」という意味に解される。映画では車のシートのベルトに手を絡め脱出できなかった不良リーダーの転落死という結末により暗黙に若者の無軌道な行為を戒めていた。

鹿児島国際大学の事件はこのチキン・レースに似ている。映画と異なる点は学長を初めとする高年の理事が乗る乗用車が1台あるのみである。彼らが仮想敵と考えている3教授は彼らと併走しない。実は大観衆とともにあって乗用車を遠巻きにしこの無謀なレースを止めるように裁判官や警官、一般市民らとともに説得している。だが、下らぬメンツと欲得、権力に凝り固まった者に理性的な声は届かないし眼力も衰えているので仮想敵が隣で並走するものと信じて疑わない。理事を乗せて断崖に向けて発進する乗用車は大学それ自身である。運転技術の未熟な者が暴走するこのレースの無惨な結果は火を見るより明らかである。

今後の司法の判断がどうあるともこの紛争が続く限り地方の一私立大学としての存続と発展への否定的影響は測り知れない。3教授への解雇に端を発した理事会の横暴な所業が大学の長期的な発展にとり不利益になることを認識できなかった者が経営権を牛耳っているところにこの大学の不幸の根源がある。

全国の大学関係者はこの事件の成りゆきに重大な関心を寄せている。それは、同じ大学関係者としての連帯感とか所属学会や出身大学の関係で近い人物がいるという次元の問題だけではない。大学経営を託された一部の者による権力の乱用や私物化をやめさせ研究・教育に携わる者の多数の声が正当に評価される仕組みを大学改革の中で培っていけるかどうか問われているからである。この思いはどの大学の構成員も同じではないか？

バブル期の乱脈経営などで損害を被った株主による一連の株主代表訴訟に見られるように、不法・不正な経営を行って会社の信用を失墜させ会社財産を私物化した経営者の経営責任を問う動きが一般株主の間でも強まっている。経営者が全権をもち事後の責任を免れうるという安易な時代は去った。理事会の経営をチェックし経営者としての資質の有無や経営責任を厳しく監視しボトムアップから理事会に対して建設的な提言を行い民主的統制を強めることが全国の大学関係者に課せられた社会的責任ではないか。日本人の悪しき慣習である「お任せ民主主義」(佐高信氏の言)に決別し大学構成員の声が生き活きと反映する大学づくりこそ私立大学の発展へのフェアな道であることを鹿児島国際大学の事件は示唆しているように思われる。

仮処分決定を受けた三教授のメッセージ

呼びかけ人、賛同者、募金協力者、支援者のみなさまへ

2002年10月10日

残酷な懲戒解雇処分が行なわれてから半年が過ぎました。

この間に皆さま方からお寄せいただいた真心こもった御支援に心から感謝し御礼を申し上げます。皆さまの御支援が私達を支えてくれました。

お蔭様で、地位保全などに関する仮処分については、全面的な勝訴となりました。裁判所は、双方の主張と証拠資料を詳しく検討した上で、私達三名のいずれについても「懲戒解雇事由に該当する事実は認められないから、…、本件懲戒解雇は無効である」と判定しました。明快な判断です。

私達は、3月末に突然失職させられただけでなく、懲戒解雇者の汚名を着せられて、それぞれに辛く苦しい日々を強いられてきました。大学広報や意見広告などによる一方的な非難や中傷にも耐えてきました。

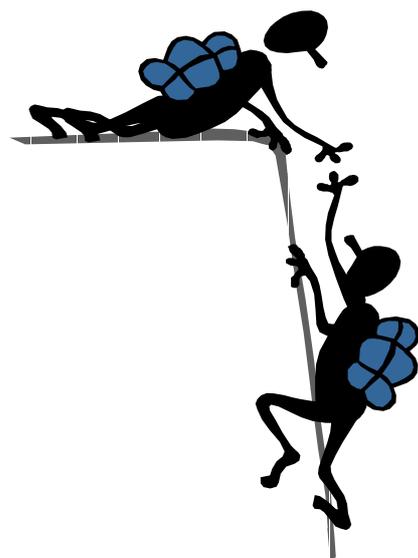
しかし裁判所は、相手側のそうした主張をことごとく退けて、私達の申し立てを全面的に認めてくれました。

ところが大学側は、なおも「本訴で争う」とし、研究室以外の「学内施設への立ち入りを禁ずる」という学長名の「通達」を出したりしています。裁判所の決定を軽んじ、大学の評判を失墜させるような対応と言わざるをえません。

私達は、これ以上泥沼の争いを続けて、大学の名誉と利益を損なうようなことはやめてほしいと願っています。そのためには、皆さまのお力で、一刻も早く解雇を撤回させ、職場への全面復帰を実現する必要があります。

この不当な解雇を容認するか否かは、国公立を問わず、今後の大学のあり方を方向付ける上でも、大きな意味を持ちます。

解雇撤回に向けて、皆さまのさらに大きな御支援をお願い申し上げます。



全国連絡会では引き続き、皆様からのご意見をお待ちしております！！

学問の自由と大学自治の尊重を

武蔵大学教授・東京大学名誉教授 柴垣和夫氏

以下は、「三教授を支援する全国連絡会」の意見広告（4月27日付）署名者に対して、菱山泉鹿児島国際大学学長から代理人弁護士を通じて送付された「申入書」に対し、同学長および同弁護士に「返書」の形で「私信」として送付（6月3日付）したものの全文であります。柴垣氏は、自らの「私信」を10月になって公開するに至った経緯を次のように説明しています。

「ここで開陳した拙論が大学当局による反省の一助となることも期待して、これまで公開しなかったのですが、送付から4月以上経過し、三教授の地位保全の仮処分が認められたにもかかわらず、大学当局になお反省が認められないところから、この事件の正しい最終解決に資するべく、公開することにいたしました。」

菱山学長および鹿児島国際大学理事会は、このような批判を真摯に受けとめ、高等教育機関に身を置く者としての判断・行動を取るべきではないでしょうか？

柴垣氏は公開に際して、文中のミスについて以下のような説明を付け加えておられます。

・文中[7]で、鹿児島国際大学を単科大学と記した個所がありますが、その点は小生の誤解ですので訂正いたします。また[6]の()内の「競技会」は[協議会]の転換ミスです。（2002年10月5日、柴垣追記）

2002年6月3日

鹿児島国際大学学長 菱山 泉 殿
同上代理人弁護士 金井塚 修 殿

拝復、5月21日付の「申入書」拝見しました。小生が、「三教授を支援する全国連絡会」の意見広告に、「呼びかけ人代表」の一人となりましたのは、端的に言えば、本来教学の問題として処理されるべき問題が、貴学園（法人）による懲戒権の発動という誤った方法で処理された点に、大学自治の根幹にかかわる難点があると判断したためであります。小生がこの判断をなすに至った資料は、主として学界での友人である八尾信光教授のお話によるものですが、この判断は、貴「申入書」を拝読しても変更するに至っておりません。

[1] 大学における教員の人事権が、実質的に教学に責任を持つ教授会にあることは、大学自治の根幹として、日本の権威あるまともな大学が維持している原則であり、国際的にも広く認められた原則です。もちろん、そのことが実現していない大学が存在することは小生も承知しており、したがってその欠如を持って違法とまではいえませんが、そういう大学は決して敬意を持って評価されていないことも確かです。

[2] 小生の判断に寄れば、当該人事における「教員選考委員会」の審議過程並びに学部長による教授会への提案の過程は、上記のまともな大学における通常の手続きを踏襲したものであり、そこになんらかの手続き的瑕疵を認めることはできません。選考委員会における選考過程で、専攻分野の範囲の妥当性や業績評価に関して、必ずしも全員一致の結論が得られず、少数意見が付記された形で教授会に提案されることは、十分あり得ることです。

もちろん、多数意見（場合によっては全員一致による場合でも）による結論が、本当に正しい判断であったかどうかは、「多数意見」ないし「全員一致」であることによって保障されるものではありません。その当否は最終的には学界による評価によって定まるものなのです。誤った判断による人事は、やがて学界の批判にさらされ、それが繰り返される学部や大学の権威は失墜していくに違いありません。

[3] 第一の問題は、選考委員会の報告が提出され審議された教授会において、選考委員会における少数意見とそれに同調する7名の教授会構成員が教授会を退席したことにあると思われます。一般論として、教授会を退席しなければならない状況がまったくあり得ないとは思いませんが、

このケースでは、突き詰めれば少数意見が通らないことを理由にしているとしか理解できないこの退席は、教授会構成員が守らなければならないルール違反、少なくとも良識に反する行為として、まず批判されるべきでありましょう。

7名の退席後に教授会が選考委員会の報告の採決を行ったことは、7名の復帰を促す等の努力を欠いていたとすればやや早計の感がなくはありませんが、それ自体は、それを推進した学部長のイニシアティブと共に、ルールに反することとは思えません。教授会の採決の結果を学部長が学長に報告したのは、当然の行為です。

[4] 今回処分の対象になった4名の行為は以上に尽きます。選考委員会が多数決により絞った採用候補者の選考範囲や業績評価を巡る意見の対立を別にすれば、多数意見の保持者や学部長の行為に何らの手続き上の瑕疵があるとは、とうてい認められません。むしろ教授会における審議権を放棄して退席した7名の方に、その退席の理由によっては責任が追及される可能性があるものとさえ、考えられます。

[5] 以上の経過についての認識に間違いがないとすれば、以後の事態の理解はきわめて簡明です。教授会で自らの意見が通らないと判断した少数意見の保持者が学長に直訴し、学長がその意見に同調して、教学には口を出すべきではない理事会に問題を持ち込み、理事会も同様に少数意見の側に立って多数意見の保持者を懲戒処分にした、つまりルール違反に対して発動すべき懲戒権を、意見の対立に適用した政治的処分である、ということです。理事会が設置した「調査委員会」等の活動は、その予定された結論を引き出すための軌道にすぎないと思われま

[6] したがって、処分手続きについても、大きな疑義を持たないわけにはいきません。伝統ある国立大学やまともな私立大学では、教員の処分に関しては第一義的には当該教員の属する教授会、また教授会の枠を超えて事が全学に関連する場合や、教授会が機能を停止している場合には教学に関する全学組織である評議会(大学によっては競技会)において審議されるのが慣例です。貴学における評議会の位置については、よく判りませんので立ち入りませんが、この二年間、経済学部教授会が機能麻痺状態にあるとは聞いていません。この教授会を無視して学園(法人)理事会が懲戒を発議し、実質的にも審議決定したところに、小生は本事件の異常さを感じざるを得ません。

[7] 聞くところによると、貴学では教員人事についての教授会の上申に対して、学長が拒否権を持っているようです。貴学のような単科大学であれば、教授会構成員と学長の専門が近いことが予想されますので、かかる制度の存在理由があるのかもしれませんが。そうだとすれば、今回の事態について、もし学長が教授会の上申に疑義を持ったとすれば、教授会での審議権を放棄して退席した少数派の直訴に迎合して理事会に持ち込むのではなく、教授会に差し戻した上で、あらためて教授会の対応を見守るべきであったと思われま

[8] 何れにせよ小生には、今回の貴学理事会による3教授の懲戒処分は、まともな大学における手続き的公正 due process に著しく反していると判断せざるを得ません。

小生、貴学には平田元学長が就任される直前に教員対象の講演に伺ったこともあり、親しみを感じているところですし、また貴学理事会には小生が尊敬する伊東光晴教授もおられることを、小生は事件後に知りました。

今回の政治的処分という点で誤った懲戒処分を白紙に戻され、上記[7]の手続きに入られることを願ってやみません。そうされてこそ、貴大学が学問の自由と大学の自治を尊重する名誉ある大学として、敬意を保持される所以と信じます。

敬具

(署名) 武蔵大学教授・東京大学名誉教授

「第一回口頭弁論」傍聴記

裁判はついに本訴に突入しました。その口火を切って、2003年1月20日、鹿児島地方裁判所において「第一回口頭弁論」が行われました。全国連絡会では、急遽、篠原三郎先生に呼びかけ人を代表して静岡からご参加頂きました。篠原先生による傍聴記を以下に掲載させていただきます。

裁判傍聴、私記 ～第一回口頭弁論をみて～

代表呼びかけ人・日本福祉大学教授 篠原三郎

裁判というもの、どういうものなのか、また、どのように進められていくものなのか。なにしろ裁判所の中に一步も入った経験のない、裁判にはど素人のわたくし、不安もあり、好奇心もあり、それらを重ねつつ、鹿児島地裁の裁判の傍聴に向かった。実はその数日前から、今回の事件を知った昨年4月以来集めてきた手元のすべての資料を何度も読み直しながら、問題はもうはつきりしてきているし、解決に少しでも前進があるのではないかと期待もしながら家を出たものだった。

午前10時、開廷、はじめに原告の三教授を代表して田尻利(とおる)さんが、裁判官に向かい事件のこれまでの経過を簡潔に、事態にそくして説明されたうえで、懲戒解雇処分の不当性を改めて強調し、つぎのように述べ、今回の陳述を結ばれた。

「鹿児島地方裁判所が仮処分において『解雇は無効』と判定されたのちも、大学当局はわたくしたちの教授としての地位を認めようとしません。わたくしたちの家族は懲戒解雇されたものという汚名を着せられ、言葉につくせない苦痛と不安を強いられてきました。わたくしたちは、一刻も早く大学に復帰し、教育と研究に専念したいと願っています」

まさに等身大の陳述だった印象をうけた。それだけに胸に迫ってくるものがあり、堪えられない気持ちになった。

傍聴席は、三教授の家族をはじめ、支援に駆けつけてこられた人々、大学当局に動員された大学職員たちなどで、満席、法廷の時間はしんと過ぎていった。

つぎに、被告側を代表して、なぜか、昨年の審訊には法廷に一度もあられなかったという菱山泉学長が証言台に立って意見を陳述しはじめる。(後から、増田弁護士から聞いた話だが、普通、第一回の口頭弁論にあたっては、原告の意見陳述で終わり、被告側のそれは次回以降の裁判になるのが一般的で、今回は異例だそうだ)

ともあれ、その発言内容は、氏の京都大学での研究との出会いから、ケンブリッジ大学のスラッファ教授の下での研究活動へと進み、それ以来今日にいたるまで誠実に学問研究一筋に生きてこられたこと、そこで培われた高い信念にもとづき学長職も務めてこられておられることなどを強調されたうえで、懲戒解雇処分は、原告側の多数決の暴力による不正、大学自治の破壊から大学のアカデミズムを守り、学園の秩序を回復するための、正当な処分であることとする、当初からの主張をあらためて縷々説明しようとするものであった。

しかし、どういう訳か、わたくしには、申し訳ないことかもしれないが、いささか鼻につくような枕詞にも似た、はじめの自己紹介なるものが最後の最後まで気になって、それが胡散臭く、学長の話、率直にいつ、ずっと、空しく響いてきてならなかった。「解雇」されるものの痛み、心情など少しもわからないのではなからうか。いろいろレトリックを工夫、用意されてきたようにも受けとれたが、裁判官に向かっている氏からは、学問研究に真摯な学徒の背が、残念ながら、ついに見えてこなかった。なにがなんでも、三教授を大学から追放してやろうという、権力者の意志というか、思い上がりしか伝わってこなかったのである。世にいう裁判で争うということは、こういうことなのか、と諦めつつ、侘しくなっていく自分であった

漱石の『草枕』の周知の一節がしきりに思い出されてならなかった。

「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。とかくに人の世は住みにくい」

そのあと、漱石はたしか、「住みにくいと悟った時、詩が生まれ」、云々と書いていたように覚えているが、わたくしには、「詩が生まれ」てくる前に、権力を持つものへの怒りが込みあげてきてならなかった。

不当にも解雇されたる教員につづく不条理怒り込みあぐ

全国連絡会「会員制」および「会則」の採用

裁判が本訴に突入したことを受け、全国連絡会では長期の闘いにも対応出来るよう、「会員制」を採用することになりました。これまで「呼びかけ人」として御協力頂いてきた方々には、「会員」となって頂き、長期的・安定的な支援をお願いいたします。「会則」は以下の通りです。

鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会会則

2003年2月1日施行

（名称）

第1条 本会は「鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会」と称する。

（目的）

第2条 本会の目的は次のとおりである。

2002年3月29日に懲戒解雇処分を受けた鹿児島国際大学三教授を支援し、懲戒解雇撤回と原状回復を実現することを目的とする。

イの目的を実現するために大学関係者、市民および関連する学会その他の個人・団体、国内外の関係機関との連携を行う。

（活動）

第3条 本会の主な活動は次のとおりである。

呼びかけ人および会員の拡大。

宣伝・広報活動および署名活動。

裁判・弁護活動への支援。

鹿児島での関係支援団体と共同行動。

その他本会の目的を達成するために適当と認められる活動を行う。

（会員）

第4条 本会は会員をもって組織する。会員には呼びかけ人と賛同者の二種をおく。

第5条 呼びかけ人は本会の支援活動への参加を広く呼びかける人たちであり、氏名、肩書きを公表する。

第6条 賛同者は、氏名、肩書きの公表を行わない。

第7条 本会への入会は2条の目的を認める者であれば誰でも入会できる。なお会員は所定の年会費を納める。

第8条 退会を希望する会員は事務局に届ける。

第9条 会員が本会の活動に障害となる行為をおこなった時は運営委員会の議決によって会員資格を喪失する。

（全国会合）

第10条 全国会合は本会の最高意思決定機関であり、年1回は必ず開催しなければならない。また必要が生じた時は適宜開催することが出来る。議題は運営委員会が事前に提案し議決は出席者数の2/3以上とする。

（運営委員会）

第11条 運営委員会は全国会合での意思決定に基づく本会の運営機関である。

第12条 運営委員会は運営委員によって構成する。運営委員の選出は全国会合での承認を受ける。その数は10名前後とする。

第13条 運営委員会代表は運営委員からの互選とし、本会の代表および呼びかけ人代表責任者を兼ねる。

第14条 運営委員会の議決は出席者の2/3以上とする。

（事務局）

第15条 事務局は本会の事務を処理する。

第16条 事務局員は会員の中から運営委員会が委嘱する。事務局員の中から事務局長を1名おく。

（会計監査）

第17条 本会に会計監査人1名をおく。会計監査人は会員の中から運営委員会の推薦に基づいて委嘱する。

（会計年度）

第18条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

（任期）

第19条 運営委員、事務局員の任期は共に1月1日～12月31日とする。また、任期途中で欠員が生じた場合の補充は運営委員会において行うことができる。

（会則の変更）

第20条 この会則の変更は全国会合において行う。

（解散）

第21条 本会は三教授の解雇が撤回されかつ原状回復が実現し、さらにそれを確認できた段階をもって解散する。また、三教授への支援の必要がなくなったと判断できる場合においても解散することができる。いずれの場合も全国会合を開催して決定する。

（附則）

この会則は次回第4回全国会合の場での承認を受けるものとするが、それまでの間は運営委員会の承認の下に過渡的措置として施行する。

学校法人津曲学園および鹿児島国際大学は三教授に対する「懲戒退職処分」をすみやかに撤回し、原状回復せよ！
学校法人津曲学園および鹿児島国際大学は三教授の名誉を著しく傷つけたことを謝罪せよ！

鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会

代表：篠原三郎・上田勝美・金子ハルオ・金田重喜・川鍋正敏・儀我壮一郎
木元進一郎・小林康助・小林昇・佐中忠司・柴垣和夫・下山房雄
高橋満・高原一隆・高山満・田中昌人・谷和明・内藤昭・仲田正機
長沼庄司・中村廣治・長谷川廣・服部文男・浜林正夫・松野周治
丸山昇・森岡孝二・山口孝・山田興嗣・山田定市・山根幸夫・山本義彦
事務局：〒612 - 8577 京都市伏見区深草塚本町 67 番地 龍谷大学 細川研究室気付
TEL&FAX：075 - 645 - 8630(重本研究室) URL：<http://www.jca.apc.org/~k-naka/>
E-mail：hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp
郵便振替口座：00920-2-330586（名称：鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会）